ロ　法第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の前日又は同号に規定する残余財産の確定の日以前に、当該連結親法人又は連結子法人と他の内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後に設立された当該被合併法人等との間に同号に規定する完全支配関係がある当該他の内国法人（当該連結親法人又は連結子法人との間に支配関係があるものに限る。）で当該被合併法人等が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定していた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）

ハ　法第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の前日又は同号に規定する残余財産の確定の日以前に、当該被合併法人等との間に支配関係がある他の法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とする法第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等で、当該連結親法人若しくは連結子法人を設立するもの又は当該被合併法人等と当該他の法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後に設立された当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人とするものが行われていた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）

第百五十五条の十九第八項中「第八十一条の九第二項第三号ロ」を「第八十一条の九第二項第二号ロ」に、「被合併法人等の適格合併等の日の属する連結事業年度開始の日」を「被合併法人又は他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の適格合併の日前七年以内に開始し、又は残余財産の確定の日の翌日」に改め、「同項の規定により」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第九項中「第八十一条の九第二項第三号の連結親法人」を「第八十一条の九第二項第二号の連結親法人又は連結子法人」に改め、「計算される」の下に「法第五十七条第二項に規定する」を加え、同条第十項中「及び第三項」を「、第三項及び第八項」に改め、「連結親法人」の下に「又は連結子法人」を加え、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　法第八十一条の九第三項第一号に規定する他の法人に支配されているものとして政令で定めるものは、同号の株式移転の直前に、当該株式移転に係る株式移転完全子法人となる法人と他の法人との間に当該他の法人による支配関係があつた場合の当該株式移転完全子法人となる法人とする。

12　連結子法人を合併法人とする適格合併（被合併法人が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がない法人（法第八十一条の九第二項第二号に規定する連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める法人を除き、同項第一号に規定する特定連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものを含む。）であるものに限る。以下この項において「直前適格合併」という。）が行われた場合又は当該連結子法人に係る連結親法人との間に完全支配関係（当該連結親法人による完全支配関係又は法第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該連結子法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（当該連結親法人との間に連結完全支配関係がないものにあつては法第八十一条の九第二項第二号に規定する連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める内国法人を除き、当該連結親法人との間に連結完全支配関係があるものにあつては同項第一号に規定する特定連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものに限る。）の残余財産が確定した場合において、当該直前適格合併の日若しくは残余財産の確定の日（以下この項において「直前適格合併等の日」という。）から当該直前適格合併等の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの間に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併（当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併に限る。以下この項において「連結内適格合併」という。）が行われたとき、又は直前適格合併等の日から当該直前適格合併等の日の属する連結親法人事業年度終了の日の前日までの間に当該連結子法人の残余財産が確定したときは、当該連結内適格合併の日の属する当該連結親法人の連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する当該連結親法人の連結事業年度以後の各連結事業年度において法第八十一条の九第一項の規定の適用を受けることとなる同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされる当該直前適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）に係る同条第二項第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、当該連結子法人の当該連結内適格合併の日の前日又は当該連結子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度（以下この項において「合併等前事業年度」という。）において当該被合併法人等に係る同号イ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額で、法第五十七条第二項又は第五十八条第二項の規定により当該連結子法人の当該合併等前事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額（当該合併等前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。）に相当する金額とする。

第百五十五条の二十第一項を次のように改める。

連結子法人を合併法人とする適格合併で当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするもの（以下この項において「直前適格合併」という。）が行われた場合又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人で当該連結子法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該連結子法人が当該直前適格合併の日又は当該残余財産の確定の日（以下この項において「直前適格合併等の日」という。）から当該直前適格合併等の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの間に法第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により法第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消されたときにおける法第八十一条の九第五項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用については、次の各号に掲げるその承認を取り消された基因となる事由の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該連結子法人を被合併法人とする適格合併（当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われたこと又は当該連結子法人の残余財産が確定したこと　当該適格合併に係る法第八十一条の九第五項第一号に定める金額又は当該連結子法人の残余財産の確定に係る同項第二号に定める金額には、これらの他の連結子法人の法第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する未処理欠損金額で同項の規定により当該連結子法人の欠損金額とみなされて当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含むものとする。

二　前号に掲げる事由以外の事由　当該直前適格合併に係る法第八十一条の九第五項第一号に定める金額又は当該他の連結子法人の残余財産の確定に係る同項第二号に定める金額は、これらの他の連結子法人の当該直前適格合併の日の属する連結親法人事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額（当該残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合には、当該連結欠損金個別帰属額を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結子法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）とする。

第百五十五条の二十第五項及び第六項を削り、同条第四項中「第百十三条第二項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を「第百十三条第四項において準用する同条第二項及び第三項並びに同条第六項から第八項まで」に、「第二項の連結親法人が法第八十一条の九第四項第四号」を「第五項の連結親法人又は連結子法人が法第八十一条の九第五項第三号」に、「適格合併等」を「適格組織再編成等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「連結親法人」の下に「又は連結子法人」を、「計算した金額」の下に「又は同条第五項の規定の例により計算した金額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第八十一条の九第四項第四号」を「第八十一条の九第五項第三号」に、「適格合併等」を「適格組織再編成等」に改め、「の連結親法人」の下に「又は連結子法人」を加え、「第五十七条第五項」を「第五十七条第四項」に改め、「当該連結親法人」の下に「又は連結子法人」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。